

武井たか子の 市議会報告

無所属・市民派



No. 58
2016
夏号

〒791-8025 松山市衣山2-4-47 早瀬ビル2F tel. fax 924-2485 発行……武井多佳子(松山市議会議員)
武井たか子を支える会(生き活き政治ネット) http://www.takei-takako.jp/ e-mail ikiiki@cnc.e-catv.ne.jp 発行日……2016年8月8日

t a k e i c i t y c o u n c i l r e p o r t

残暑お見舞い申し上げます。今年の夏は残暑が厳しいと予想されております。みなさまにおかれましては、どうぞ、体調管理にくれぐれも気を付けてお過ごしください。6月議会報告を送らせていただきます。市政へのご意見等、ぜひ、お寄せください。

2016年夏の参議院選挙・えひめ ～野党統一候補・ながえ孝子さんを応援して～

2015年9月19日安全保障関連法が強行採決された時、この憲法違反の法律を廃止するために行動しようと考えました。そのためには参議院選挙で自民党に対抗できる候補者を擁立し、市民が力を合わせて当選させること、その先頭に立てるのは永江孝子さんだと思いました。なぜなら、彼女は「集団的自衛権の行使の閣議決定」に対していち早く反対の声をあげて街頭に立ち、2014年の衆議院選挙でこのことを精一杯訴えてくれました。しかし、いったん引退し、新たな仕事を始めていた永江さんに大きな負担をおかけすることになります。そこで、市民が選挙を支えるという意志を署名にし、12月22日から2回要請を行いました。3月31日「戦争法廃止のため、永江孝子を国会に送る会」と「えひめ勝手連2016」の合同で最後の要請を行い、4月5日永江孝子さんは決意してくれました。短い期間にさまざまな方々のご尽力により、野党統一候補となって、支援の輪が広がりました。6月19日には、松山市民会館中ホールで「ながえ孝子と市民の風～どの子も戦争には行かさん～」を開催し、政党も市民も共に応援しようと手をつなぎました。「ながえ孝子と市民の風」への賛同団体は最終的に40団体となりました。これまで一緒に活動したことのない団体も集まったのですから、不協和音がないとは言えませんが、当選というゴールに向かって努力を重ねました。

結果は31万8,561票の惜敗です。永江孝子さんは7月10日の投票日まで、持てる力を全て出さきって県下を走り回ってくれました。その行動力には頭が下がります。今は立候補をお願いしたものの一人として申し訳ない想いでいっぱいです。

今回市民と共に立ち上がってくださった永江孝子さんには希望の種をいっぱい蒔いていただきました。これから始まるとうしている「改憲」という不穏な動きに向き合う勇気を与えていただきました。私は教育や福祉を充実させたいと願う自治体議員の一人として、命を脅かす戦争のできる国を認めるわけにはいきません。今後はこの奇跡的な選挙を通して得たつながりや経験を大切に、引き続き、安保法制廃止、改憲阻止に向けて行動していきたいと思っています。



第一回松山市議会報告会を開催



5月31日、青少年センターで『議会報告会』を開催しました。70名の市民のみなさんに参加していただきました。私は議会改革特別委員会のメンバーとして開催方法などを決めてきた立場から、当日司会を担当しました。3月議会における常任委員会での審議を中心に報告し、質問を受けました。初めてのこともあり、報告会へのご意見や日頃関心のある市政の課題などについての質問になりました。反省点として、3月議会は当初予算で多くの事業があることから説明に時間を費やし、聞く時間が長く、質疑が十分ではありませんでした。テーマを絞るなど、工夫が必要だと思います。市民に開かれた議会への一歩として、充実した会になるよう、今回の貴重なご意見を活かしていきたいです。

お忙しい中、ご参加いただいた方々、ありがとうございました。

みんなで止めよう伊方原発 07・24 全国集会に参加

全国から伊方原発に700名が集合、伊方ビジターハウス前の集会では、ルポライター鎌田慧さん、「ストップ川内原発! 3・11鹿児島実行委員会」野呂正和さんのお話から、2011年から脱原発の運動は前進していることを実感しました。6月17日、大津地裁が命じた高浜原発運転差し止め仮処分の決定に対して関電が起こした執行停止の申し立ては却下されました。7月10日、鹿児島県知事選挙で現職を倒して当選を果たした三反園新知事は4月の熊本地震を受けて全国で唯一稼働している川内原発の一時運転停止を要請する考えを示しています。

一方、伊方原発では先日一時冷却ポンプの不具合が報道されました。2011年から5年以上も運転停止している3号機の中は一体どうなっているのか、県民の不安が高まっています。また、事故対応訓練で作業員に熱中症を出すなど、お粗末な労務管理が露呈し、四国電力の信頼は損なわれています。この状況で再稼働はあり得ません。廃炉に向けた速やかな対応こそが賢明な判断と言えます。

さて、愛媛県は集会を警戒し、ゲート前までの県道の一部封鎖して、自由な市民の活動を制限しました。警官がずらりと並び、なんとも物々しい光景でした。高齢者、障がい者、子どもを含む私たち市民が何をしたいのでしょうか。必要のない厳重な体制をとって、貴重な税金を使うなど、納得できません。再稼働を推進する愛媛県の姿勢がはっきりと示されていました。



9月議会の日程 9月2日～9月27日 一般質問は9月12～9月14日 ぜひ、傍聴にいらしてください。

一人でも多くの方々に読みいただきたく、街頭での配布の他、みなさまのお宅の郵便受けにも入れさせていただいておりますこと、お許しください。

子どもの権利を重視した虐待防止へ見直しを

虐待は子どもへの大きな人権侵害です。松山市の「子ども総合相談」では、緊張感を持ち、丁寧に取り組んでいただいております。しかし、対応する件数は増加の一途です。課題はあります。

さて、今国会で児童福祉法が改正されました。第一条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長並びにその自立が図られることその他福祉を等しく保障される権利を有する。」第二条「全て国民は、児

童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と改められました。子どもの権利条約を批准して22年、初めて国内法で、「子どもが権利主体」として位置づけられました。今後はあらゆる子ども施策にも反映させていかなければならないと考えます。特に、虐待への対応において、その視点は欠かせないと考え、質問しました。

【質問】 一時保護中も通学が可能な状況にある児童にはその環境を整えるべきではないか？子どもたちにはさまざまな背景があり、ひとり一人の心身の状況も異なるが、どこがどのように把握し、対応しているのか？

【答弁】 県は基本的に通学できないこととしており、学習支援を行っている。県の総合的な判断により、子どもの最善の利益を優先した対応が行われていると考える。

【質問】 昨年、見学した西成区、民間「子どもの里」では、ハード面は決して十分ではないが、地域の中で見守り、必要な時、孤立させないよう寄り添う支援がされていて、大変感動した。保育園、学校など地域での関係機関との連携について、個別ケースごとに連携し、情報を共有し、具体的に対応できているのか？

【答弁】 関係機関による個別ケース検討会議を適時開催し、情報共有、方針、役割分担など具体的支援方法を協議し、適切に対応できている。

【質問】 虐待を受けた子どもへのケアはどのように進められているのか？

【答弁】 養育支援訪問事業を実施する中で、子どもや保護者の話に耳を傾けるなど、個々のケースに寄り添った支援に努めている。

【質問】 中核市では金沢市、横須賀市が児童相談所を設置している。財源も伴うことであるが、増える虐待件数に対応するには地域での連携が密に図れる点から、早期に松山市においても設置が必要と考えるが、松山市の考えはどうか？

【答弁】 県福祉総合支援センターと連携し、迅速かつ的確な対応ができていますので、現時点での児童相談所の設置が必要とは考えていない。

住宅政策に住宅困窮者への対応を求める

2006年住生活基本法を制定し、今年3月新たな住生活基本計画が示されました。2007年住宅セーフティネット法が制定され、自治体には住宅確保が困難な低所得者、高齢者、障がい者、子育て家庭その他住宅の確保に特に配慮が必要な方への支援が義務づけられています。さて、2015年生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者支援制度がスタートしています。生活困窮に至って最も負担になるのが家賃であり、住居を確保し続けることは大きな問題です。

昨年5月の川崎市における簡易宿泊所火災事件は衝撃でした。都心という条件で違いもありますが、松山でも学生マンションに独居高齢者が暮らしている。あるいは、ワンルームに数人の若者

が寝泊まりしているという話を見聞きしてきました。年金の減額や若者の非正規化の影響で住宅確保に困難をきたしている方はさらに潜在化しているのではないのでしょうか。

住まいは人権です。格差・貧困が進む中、住宅政策に福祉的視点は欠かせません。松山市では市営住宅を主な住宅政策としてきましたが、超少子高齢社会へと進む中、空き家問題、耐震化、省エネ住宅へのリフォームなど、総合的な住宅政策へと転換しなければならない時代を迎え、2014年松山市住宅マスタープランを策定しています。しかし、そこに福祉的視点はほとんどないことから、質問しました。

【質問】 住宅困窮者の実態調査を行うべきではないか？

【答弁】 行政の情報のみで実態把握を行うことは困難であり、個人情報への慎重な対応が求められるが、先行している自治体の取り組みを参考に調査・研究したい。

【質問】 2015年3月中核市あてに、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について通知が出されている。松山市として速やかに居住支援協議会の設置を検討すべきと考えるが、どうか？

【答弁】 単独での設置は予定していない。

【質問】 所得に応じた家賃で暮らせる住宅を提供するために、民間住宅を活用する借上公営住宅の導入の進捗状況はどうなっているのか？

【答弁】 公営住宅の整備基準、賃貸借に関する契約、管理責任の区分など、多くの課題があり、国において新たな公的賃貸住宅の制度が検討されているため、その動向を注視し、引き続き検討したい。

●「安全保障法制の廃止を求める請願」「熊本地震の新たな状況のもと知事に再稼働同意撤回を求め、国に審査やり直しの意見書の送付を求める請願」は不採択となり、ネットワーク市民の窓としてこれらの請願に賛成する討論を行った。詳細は議事録をご覧ください。



“政治カフェ” 自民党憲法草案の問題点を読む パートⅡ

6月の政治カフェに続き、自民党憲法草案を読みます。ひとりでは読めないけど、何人かで集まって、ここはどうなの、これっておかしいと声にしてみると、中身が見えてきます。みなさん、ご一緒に読みませんか。

と き：9月24日(土) 10:30~12:00 ところ：生き生き政治ネット事務所